第10回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成27年10月2日(金) 開会 午後1時30分 閉会 午後3時30分

- 2. 場 所 市役所大会議室(4階)
- 3. 出 席 21名
- 4. 欠 席 2名

議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席
1	山口	友三郎	0	1 1	草場	道 治	0	2 1	山口	満 子	0
2	池田	良一	0	1 2	田代	三義	欠	2 2	中島	德 雄	0
3	井手	憲一郎	0	1 3	松本	初雄	0	2 3	平林	博 文	欠
4	西山	哲	0	1 4	木 須	修	0				
5	内海	敏 光	0	1 5	岸本	熊一	0				
6	米岡	省子	0	1 6	山口	光 壽	0				
7	松尾	雅宏	0	1 7	古賀	正春	0				
8	前田	節朗	0	1 8	福田	義晴	0				
9	松本	健一郎	0	1 9	江向	信夫	0				
1 0	島田	義 忠	0	2 0	橋口	忠次郎	0				

議事録署名者	6番	米岡 省子
	19番	江向 信夫

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	久 保 克 明
農地係	松尾慎也		

6. その他出席者 なし

7. 付議事項

議案	第50号	農地法第5条の申請について	(3件)
議案	第51号	農地法第4条の申請について	(3件)
議案	第52号	農地法第3条の申請について	(8件)
		農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]	に	ついて
議案	第53号	利用権設定 通年	(5件)
		公社への売渡	(1件)

8. 報告事項

報告	第15号	農地法第18条第6項通知の受理について	(2件)
報告	第16号	農地の形質変更について	(2件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。	
	(挨拶)	
議長	それでは、ただいまより第10回農業委員会会議を開会し	ます。
	本日の欠席者は2名で、12番田代委員、23番平林委員	員が欠席
	となっております。次に、議事録署名人の御依頼を申し上	げます。
	今回は6番 米岡委員、19番 江向委員です。	
	事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします	0
	本日の議案数は、4つです。	
	議案第50号 農地法第5条の申請について	3件
	議案第51号 農地法第4条の申請について	3件
	議案第52号 農地法第3条の申請について	8件
	議案第53号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促	進事業]
	について 利用権設定 通年	5件
	公社への売渡	1件
	また、報告事項は、2つです。	
	報告第15号 農地法第18条第6項通知の受理について	2件
	報告第16号 農地の形質変更について	2件
	となっております。	
議長	それでは、議事に入ります。	
	議案第50号 農地法第5条の申請3件について事務局な	いら説明
	をお願いします。	

議案第50号 農地法第5条の申請3件について御説明します。

議案の1ページ、40番になります。

図面は、案内図が 1 ページ、字図が 2 ページ、土地利用計画図が 3 ページ、平面図が 4 ページ、断面図が 5 ページから 6 ページになります。

申請地は、富士町地区です。

譲受人が、調剤薬局を設置するための申請です。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、41番になります。

図面は、案内図が7ページ、字図が8ページ、土地利用計画図が9ページ、平面図が10ページになります。

申請地は、大坪町六仙寺地区です。

譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、42番になります。

図面は、案内図が11ページ、字図が12ページ、土地利用計画 図が13ページになります。

申請地は、二里町川東地区です。

譲受人が、駐車場を建設するための申請です。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの (ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用 途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得 るに該当します。

議案第50号 農地法第5条の申請3件については以上です。

担当委員 | 議案第50号の40番ですが、病院への登り道の右側の水田を転 用するという事でお見えになりました。周辺の農地の地権者の方、 区長さん、生産組合長さんの承諾がなされておりましたので、私 も現地に確認に行って、認めた所であります。以上です。

議長

40番について御意見等ありましたら、お願い致します。

<なし>

続きまして、41番について担当委員から説明をお願いします。

担当委員	現地は六仙寺の店舗の前を通過して途中の右側です。現況は原野のような状況ですが、草払いは続けております。そこに家を建てたいということで申請されました。 生産組合長、区長の承諾印もありましたので、承諾致しました。 以上です。
議長	41番について、御意見等ございましたらお願いします。 <なし> 続きまして、42番の担当委員から説明をお願いします。
担当委員	42番は譲受人の自宅のすぐ横の土地ですが、譲受人のお家の駐車場が狭い為に、子供さん達が帰ってこられた時の車の置場がないという事でお願された所です。 駐車場の為にという事でございます。生産組合長さん、区長さんの承諾を得ております。8月26日に現地調査をしまして、私も承諾しました。宜しくお願い致します。
議長	42番について、御質問等ございましたらお願いします。 〈なし〉 無いようですので、議案第50号 農地法第5条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第51号 農地法第4条の申請3件について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第51号、農地法第4条3件についてご説明致します。 議案の2ページ21番になります。図面は案内図14ページ、字 図が15ページになります。申請地は南波多町府招上地区です。 申請人が植林をする為の申請です。農地区分は第2種農地の農地

区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の2ページ、22番になります。

図面は、案内図が14ページ、字図が15ページになります。

申請地は、南波多町府招上地区です。

申請人が、植林をするための申請です。なお、申請人が既に植林をしていたことについて始末書が添付されております。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の2ページ、23番になります。

図面は、案内図が16ページ、字図が17ページ、土地利用計画図が18ページ、平面図が19ページになります。

申請地は、二里町東八谷搦地区です。

申請人が、共同住宅を建設するための申請です。

事務局	農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの
	(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用
	途地域内にある農地に該当します。
	許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得
	るに該当します。
	議案第51号 農地法第4条の申請については以上3件です。
議長	それでは、21番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	地区は府招上です。場所は国道202号線が通っておりますけれ
	ども、これから東の方に500mほど登った山間の所で、元は水
	田であったそうで、非常に条件の悪い水田があったそうです。こ
	の場所は西九州道路が通っておりまして、そのすぐそば
	でございます。
	21番の申請人と22番の申請人は親子です。それで、21番の
	方はまだ植林をされておりません。22番の分は、5、6年経っ
	ておりました。そういう事で現地を見てまいりましたけれども。
	隣接者の承諾も出ておりましたので、私も押印しております。
	21番については、まだ植林をされておりませんので、見届けた
	いと考えております。よろしくお願いします。
議長	委員さんの方から、21番と22番について一緒に説明を受けま
	したけども、まず21番について御質問等ございましたらお願い
	します。
20番委員	どっちが親ですか。
担当委員	21番の申請人が親です。
議長	他にございませんでしょうか
	〈なし〉

-31	
議長	続きまして22番について、御質問等ございましたらお願いしま
	す。
3番委員	植林されたという事ですが、隣接地は今までどおりの水田ですか。
担当委員	いえ、水田ではございません。すでに西九州道路になっておりま
	して。水田の状態ではございません。
議長	他にございませんでしょうか
	〈なし〉
	続きまして23番の担当員さんから説明をお願い致します。
担当委員	場所は二里町八谷搦です。携帯ショップの向かい側ですが、歯科
	とアパートの間に昨年まで田んぼを作っておりました。
	私も歯医者さんに行くときに申請地を見かけて1枚だけ田んぼが
	残っているなと思っていたのですが、ついにアパートが建つとい
	うことです。
	区長さんも生産組合長さんも承諾がありましたので、私も同意し
	ました。
議長	23番について、御質問ございましたらお願い致します。
	<なし>
	特にないようですので、農地法第4条の申請3件について承認を
	戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。
	続きまして農地法第3条の申請についてですが、70番につきま
	して、2番委員さんが申請人で同居の親族である議案となります
	ので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限によ
	り、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願い致します。
	関係議案終了後に着席して頂きます。
	(2番委員 退席)
	まずは70番について、事務局から説明をお願い致します。

事務局	議案第52号農地法第3条の申請について御説明致します。
	議案の5ページ70番を御覧下さい。
	70番の申請事由や経営状況等を掲げております。すべて農地法
	3条第2項の各号には該当しない為、全部効率利用要件、農作業
	常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており
	ます。
	70番については以上です。
議長	それでは今、事務局よりご説明して頂きましたけども、農地法第
	3条の申請、70番について議案の5ページを見て頂いて御意見、
	御質問等ありましたら、お願い致します。
8番委員	松浦町の土地を、二里町の譲受人が買うとのことですが、耕作に
	は通われるのですか。
事務局	 譲受人が松浦町に来られて作られるという事で話を聞いておりま
I	
	す。
8番委員	
8番委員事務局	す。
	移住するのですか。
事務局	す。 移住するのですか。 移住ではありません。
事務局	す。 移住するのですか。 移住ではありません。 他に御質問等ございましたら、お願いします。
事務局	す。 移住するのですか。 移住ではありません。 他に御質問等ございましたら、お願いします。 〈なし〉
事務局	す。 移住するのですか。 移住ではありません。 他に御質問等ございましたら、お願いします。 〈なし〉 他にないようですので、2番議員さんに着席をして頂き、審議を
事務局	す。 移住するのですか。 移住ではありません。 他に御質問等ございましたら、お願いします。 〈なし〉 他にないようですので、2番議員さんに着席をして頂き、審議を 再開致します。
事務局	す。 移住するのですか。 移住ではありません。 他に御質問等ございましたら、お願いします。 〈なし〉 他にないようですので、2番議員さんに着席をして頂き、審議を 再開致します。 (2番委員 着席)
事務局	す。 移住するのですか。 移住ではありません。 他に御質問等ございましたら、お願いします。 〈なし〉 他にないようですので、2番議員さんに着席をして頂き、審議を 再開致します。 (2番委員 着席) 着席して頂きましたので、続きました3条の67番から69番、
事務局	す。 移住するのですか。 移住ではありません。 他に御質問等ございましたら、お願いします。 〈なし〉 他にないようですので、2番議員さんに着席をして頂き、審議を 再開致します。 (2番委員 着席) 着席して頂きましたので、続きました3条の67番から69番、 71番から74番の申請について説明を事務局からお願い致しま

67番から74番まで申請事由や経営状況等を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利 用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件 を満たしております。

農地法第3条の申請についての説明は以上です。

議長

それでは、70番を除いて事務局の方から説明をして頂きました けども、5ページを見て頂いて御意見等ございましたら、お願い 致します。

3ページから5ページを全体的に見て頂いて御質問等ございましたらお願い致します。

〈なし〉

特に無いようですので、第3条の申請8件について許可相当と致します。

続きまして、農用地利用集積計画について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。

事務局

議案第53号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年5件について、御説明します。

議案の6ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。

今回は借受人が5名、貸付人が5名で、面積は田が19,394 ㎡、畑が0 ㎡となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を $7\sim9$ ページに掲げております。

農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通 年については以上5件です。

議長	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の
	通年5件について、御意見等ございましたらお願い致します。
	〈なし〉
	特に無いようですので、利用権設定の通年5件については申出
	のとおりに決定します。
	続きまして、農用地利用集積計画の公社への売渡について事務局
	から説明をお願いします。
事務局	議案第53号農用地利用集積計画の公社への売渡について御説明
	いたします。
	議案は10ページの1番になります。
	こちらは5月の農業委員会で、東部地区担当の前田委員と井手委
	員にあっせん委員になっていただいた案件について買い手が決ま
	りましたので、今回農業公社へ売渡する内容となっています。
	売買価格については反当りの金額と全体額を議案の10ページの
	明細書に記載しております。
	公社への売渡については、以上1件です。
議長	それでは、この説明について御意見等ございましたらお願い致し
	ます。
5番委員	非常に農地の価格が安いような感じがするのですが。
0 巫子口	エは個しを)よる。 まず用いていてのでよいい。 古海しいった
8番委員	私も個人さんから、話を聞いているのですけども、売渡人がこれ
	だけでいいと話されたそうです。どうせ高く売っても税金でとら
	れるので、良いとの事で説明を受けました。
5番委員	わかりました。

議長 ちょっと悪い方の先例にならないといいですが。 8番委員から譲渡人が金額を承諾したとの説明を受けましたが、農 業公社を通じてお願いする場合はその辺りの税金がほとんどかか らない方向になるので、安く設定されたなと感じるのですが、事 務局から見て、どのように思われますか。 安いですね。私の聞いている範疇では、確かに譲渡人がこの金額 係長 でと言う事で来られています。私が聞いておりますのは、以前耕 作されていた方が辞められてしまい、もう作り手がいないという 話でした。そして、道路の隣に農地を買われるような方がいらっ しゃって、その方と譲渡人が近かったので譲渡人からお願いをさ れたという形です。そういう形の中での安い金額だったのかなと いう所です。そして申請地は圃場整備された2筆の農地ですが、 土地自体は一枚になっています。中に畔は作っているのでしょう が、きれいな形になっていなかったと記憶しております。前回、 同じ地区での申請があった時には、本件の倍以上の価格で売買を されていましたので、値段をどのような形で出すのかというのは 難しいと思うのですが、それと比べると安いかなと思っています。 議長 5年か6年前も農業公社を通じて金額表示まではっきりされた審 議になった時に、圃場整備した土地があまり安くなったら大問題 だという話をしておりましてね。今回の10aあたりの金額が前 例になって本件の地区のみではなく南波多町全体の価格になるこ とも考えられますし、これから先はなおこのような案件が出てく るのではと心配ですね。 10番委員 会長の言われるとおり。 5, 6年前に松浦町のとある農地を保証 協会の方から30万程度で買われた方がおりました。そうしたら

同じ松浦町にある私達の地区で他の人が農地を買うときに「あの

10番委員 人が30万で買ったのだから私が買うときも同じ値段にしないと いけない。」と買う人がそのようにいうわけです。ある程度は値段 を維持していただかないと。私達も70万程度で買ってきている のですが、2、3年もしないうちに30万で買われたのです。あ れにはビックリしまして、そして今回の件も恐ろしく安いですか ら。 しかし、本人同士の話し合いで納得されている以上、農業委員会 2 番委員 からは何も言えないのではないでしょうか。 事務局 今回のケースは相談を受けた時には既に買い手が決まっているケ ースですが、農業委員さんがあっせんの段階から間に入ってやっ ていらっしゃる時にはある程度金額を示されています。たとえば4 番委員さんがされる時には国営で畑であれば60万、 圃場整備で 水田であれば70万という提示でのあっせんをやられているもの でありますので、一概に売り手と買い手だけが値段を決めている と言う訳では現状ないだろうと考えています。これは、他の委員 さんの方でもそう言う形だろうと考えております。ただ、今回の ケースが前例になるというのはある話でございます。あと、金融 業者さんが借金返済の為にかなり安い金額で農地を売ることもあ ります。こういった事が影響する部分も若干あると思うので。農 業委員さんが入られた時には適正な金額でお願いするという形で やっていただければと思います。 議長 他に御質問等ございましたら、お願いします。 〈なし〉

無いようですので、公社への売渡1件については承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思います。

-	,
議長	議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項
	に移ります。
	農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお
	願いします。
事務局	報告第15号農地法第18条第6項通知の受理2件について御説
	明します。
	議案は11ページを御覧ください。
	24番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。
	解約後は所有権移転される予定で今回、3条の申請が出ておりま
	す。
	25番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。
	 解約後は賃貸借をされる予定で今回、利用権設定が出ております。
	報告第15号については以上2件です。
議長	受理2件について、御質問等ございましたら、お願い致します。
議長	受理2件について、御質問等ございましたら、お願い致します。 〈なし〉
議長	
議長	<なし>
議長 事務局	<なし> 特にないようですので続きまして、農地の形質変更届2件につい
	〈なし〉 特にないようですので続きまして、農地の形質変更届 2 件につい て、事務局から報告をお願いします。
	〈なし〉 特にないようですので続きまして、農地の形質変更届 2 件につい て、事務局から報告をお願いします。
	〈なし〉 特にないようですので続きまして、農地の形質変更届2件について、事務局から報告をお願いします。 報告第16号農地の形質変更届について御説明します。 議案の12ページの5番になります。
	〈なし〉 特にないようですので続きまして、農地の形質変更届2件について、事務局から報告をお願いします。 報告第16号農地の形質変更届について御説明します。
	(なし) 特にないようですので続きまして、農地の形質変更届2件について、事務局から報告をお願いします。 報告第16号農地の形質変更届について御説明します。 議案の12ページの5番になります。 図面は、案内図が20ページ、字図が21ページ、平面図が22
	(なし) 特にないようですので続きまして、農地の形質変更届 2 件について、事務局から報告をお願いします。 報告第 1 6 号農地の形質変更届について御説明します。 議案の 1 2 ページの 5 番になります。 図面は、案内図が 2 0 ページ、字図が 2 1 ページ、平面図が 2 2 ページ、横断図が 2 3 ページになります。
	(なし) 特にないようですので続きまして、農地の形質変更届 2 件について、事務局から報告をお願いします。 報告第 1 6 号農地の形質変更届について御説明します。 議案の 1 2 ページの 5 番になります。 図面は、案内図が 2 0 ページ、字図が 2 1 ページ、平面図が 2 2 ページ、横断図が 2 3 ページになります。
	⟨なし⟩ 特にないようですので続きまして、農地の形質変更届2件について、事務局から報告をお願いします。 報告第16号農地の形質変更届について御説明します。 議案の12ページの5番になります。 図面は、案内図が20ページ、字図が21ページ、平面図が22ページ、横断図が23ページになります。 申請地は松島町です。
	 ⟨なし⟩ 特にないようですので続きまして、農地の形質変更届2件について、事務局から報告をお願いします。 報告第16号農地の形質変更届について御説明します。 議案の12ページの5番になります。 図面は、案内図が20ページ、字図が21ページ、平面図が22ページ、横断図が23ページになります。 申請地は松島町です。

事務局	議案の12ページの6番になります。 図面は、案内図が24ページ、字図が25ページ、平面図が26ページ、横断図が27ページになります。 申請地は松島町です。
	申請地は県道大坪木須線が新設され、畑との段差ができ機械の出入りが困難となったため嵩上げをするための届出です。
	報告第16号については以上2件です。
議長	それでは、5番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここに書いてある通りですね、高校の前から新しい道が出来ておりまして、商業地につながっています。その道路の松島黒川線への取り付け道路の工事を行っています。 私も現地を見に行きまして、議案に書いたあるとおり申請地が道より低いということで、私も嵩上をしなければいけないと思いまして、別に近所には差し支えはないと思いますので同意を致しました。宜しくお願いします。
議長	5番について、御質問等ございましたらお願い致します。〈なし〉特にないようですので続きまして、6番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	6番につきましては5番の申請地と隣接しておりまして、状況も同じでございます。
議長	6番について、御質問等ございましたらお願い致します。
20 番委員	ここはもうすでに工事をしていますか。

担当委員	すでに工事を行っています。 業者に頼んで余った残土を入れるようにしています。
議長	他にございませんでしょうか。 <なし> 無いようですので、これで報告事項を終了します。
	これで、第10回農業委員会会議を閉会します。 <<<議事終了>>>